

## 一般競争入札説明書

沖縄県が発注する委託業務に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この一般競争入札説明書によります。

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりです。

### 記

- 1 委託業務名 雨水調整池電源移設業務委託
- 2 業務場所 沖縄県農業研究センター
- 3 委託内容 別紙「仕様書」のとおり
- 4 完了期限 平成26年6月30日
- 5 入札参加資格要件  
次の要件を全て満たす法人とする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 平成25・26年度建設工事入札参加資格者名簿に電気工事業として登録されている者
  - (3) 国及び沖縄県より指名停止措置を受けている期間中でないこと。
  - (4) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体に対する同種・同規模の業務の完了実績を有すること。
  - (5) 沖縄県内中南部に本社又は支店等を有する者であること。
  - (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- 6 委託先決定までのスケジュール
  - (1) 公告期間：平成26年5月12日（月）から平成26年5月21日（水）17時まで
  - (2) 入札参加表明受付期限：平成26年5月21日（水）17時（必着）
  - (3) 入札に係る質問受付期間：平成26年5月21日（水）12時（必着）  
※質問はFAXによる受付のみとします。
  - (4) 入札日：平成26年5月28日（水）10時00分～

## 7 入札参加表明の提出方法及び書類

### (1) 入札参加表明の提出先

入札への参加を希望される方は、本書に従い関係書類を作成し、参加表明受付期限までに郵送又は持参にて関係書類を提出すること。なお、FAX 及び電子メールによる関係書類の提出は受け付けない。また、提出された書類に不備等がある場合は受付期限内に補正することとし、提出された書類は返却しない。

※提出先〒901-0336 沖縄県糸満市真壁 820

沖縄県農業研究センター総務管理班宛

※提出の際は、送付用封筒に「雨水調整池電源移設業務委託申請書」在中と朱書きすること。

※郵送の場合は、書留もしくは特定記録を利用し、持参の場合は土・日・祝日を除く 9 時から 17 時まで提出すること。

### (2) 入札参加資格要件の審査に係る書類

- 1) 申請書等提出確認票 1 部
- 2) 一般競争入札参加資格確認申請書 1 部
- 3) 入札参加適格合格通知書の写し
- 4) 履行実績証明書 1 部

※4)については、「5. 入札参加資格要件の (4) 」の事項を確認できる内容を記載し、その内容の契約書の写し（契約日・契約先・契約額等が記載された箇所のみ可）、仕様書の写し等を添付すること。

## 8 入札及び契約に係る事項

### (1) 入札日時及び会場

入札参加資格審査により資格要件を認められた者は、審査結果通知に同封する入札書にて金額等を記入の上、入札日に会場で直接提出すること。

入札日：平成 26 年 5 月 28 日（水） 10 時 00 分～

会場： 沖縄県農業研究センター本館 2 階小会議室（沖縄県糸満市真壁 820）

### (2) 入札及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

### (3) 入札保証金

入札保証金の率は、見積る契約金額の 100 分の 5 以上とする。ただし、沖縄県財務規則第 100 条第 2 項第 1 号から第 4 号に該当すると認められるときは免除することができる（第 3 号の該当の有無は、履行実績証明書にて判断する。）。

(4) 落札者の決定方法

- 1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該落札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は1回までとする。
- 4) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

(5) 契約保証金

契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第1号から第3号に該当すると認められるときは免除することができる（第3号の該当の有無は、履行実績証明書にて判断する。）。

9 その他

最低制限価格は設定しない。

10 お問い合わせ先

沖縄県農林水産部 農業研究センター 総務管理班 具志堅

〒901-0336 沖縄県糸満市真壁 820

TEL : 098-840-8500 FAX. : 098-840-8510

※FAXによるお問い合わせの際は、件名に「雨水調整池電源移設業務委託について」と記載ください。